令和８年度大山隠岐国立公園野営場クマ対策ゴミ箱導入業務に係る参加希望書類の募集要領

１　総則

令和８年度大山隠岐国立公園野営場クマ対策ゴミ箱導入業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

２　業務概要

（１）業務名

令和８年度大山隠岐国立公園野営場クマ対策ゴミ箱導入業務

（２）業務内容等

別添仕様書のとおり。

（３）履行期限

令和９年３月 26 日

３　応募要件

（１）基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な 同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

③環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

④参加希望書類の募集要領で示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

（２）業務実績に関する要件

以下の業務の実績を有する者であること。

【業務実績】国または地方公共団体による自然公園内におけるクマ対策ゴミ箱の設置実績をもつもの（設置期間１年以上）

４　参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式１による書面を提出すること。

（１）提出先

岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号 岡山第２合同庁舎１１階
環境省中国四国環境局総務課会計係
電話：０８６－２２３－１５７７ 電子メール：CHUSHIKOKU-CHOTATSU@env.go.jp

（２）提出方法

持参、郵送または電子メール（CHUSHIKOKU-CHOTATSU@env.go.jp）により提出すること。なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

（３）受付期限

令和８年１１月１９日（木）１７時まで（持参の場合は１２時～１３時を除く。）

（４）回答

令和８年１１月２４日（火）１７時までに、中国四国環境局ホームページの「調達情報」＞「参加者確認公募に関する公示」＞「本件」の「参加者確認公募に関する公示」の下段に掲載する。

５　提出書類、提出期限等

（１）提出書類

①　令和８年度大山隠岐国立公園野営場クマ対策ゴミ箱導入業務に係る参加希望書類（別添様式参照）

②　提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

（２）提出期限等

①　提出期限

令和８年１２月３日（木）１７時

②　参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

４（１）に同じ。

（３）書面による提出の場合

①　提出部数

２部

②　提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

③　提出場所

４（１）に同じ。

（４）電子による提出の場合

①　提出方法

電子ファイル（ＰＤＦ形式）により、電子メール※１で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※２で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※１　電子メール１通のデータ上限は７ＭＢ（必要に応じ分割すること）

※２　郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

②　提出場所

電子メールの場合：CHUSHIKOKU-CHOTATSU@env.go.jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：４（１）に同じ。

（５）提出に当たっての注意事項

ア　持参する場合の受付時間は、平日の９時から１７時まで（１２時～１３時は除く）とする。

イ　郵送する場合は、封書の表に「令和８年度大山隠岐国立公園野営場クマ対策ゴミ箱導入業務に係る参加希望書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった参加希望書類は、無効とする。

ウ　提出された参加希望書類は、その事由の如何にかからず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ　虚偽の記載をした参加希望書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ　参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ　参加希望書類は、環境省において、参加希望書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、契約相手になった者が提出した参加希望書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

6　暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7　参加希望書類の審査

（1）中国四国環境局において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和8年12月14日（月）までに通知する。

（2）審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせすることがあるので、参加希望書類提出後、（1）の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。

（3）審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあっては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、一般競争入札の手続に移行することとする。

8　その他

（1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）関連情報を入手するための照会窓口

4（1）に同じ。

（3）令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」又は「物品の販売」の「その他」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札の手続に移行した場合には、開札時までに当該資格の認定を受け、「B」、「C」又は「D」級に格付けされている者であることが必要がある。

別記様式１

質問書

業　務　名	令和８年度大山隠岐国立公園野営場クマ対策ゴミ箱導入業務
会　社　名	
住　　所	
担　当　者	部署名：　　氏　名：
担当者連絡先	ＴＥＬ：　　ＦＡＸ：
	E-ｍａｉｌ：
質 問 事 項	

（別添様式）

令和　　年　　月　　日

中国四国環境局長　殿

所　　在　　地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

令和８年度大山隠岐国立公園野営場クマ対策ゴミ箱導入業務
に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおり証明します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

（１）業務実績に関する要件　　（様式１）
（２）会社概要等　　（様式任意）

(担当者等)
所属部署：
責任者名：
担当者名：
TEL/FAX：
E-mail：

（様式１）

業務実績に関する要件

過去の業務実績を記載し、契約書・納品書の写し、仕様書その他実績を確認できる資料を添付してください。

項目	記載内容
設置場所	※住所・自然公園名を記載
発注者名	
設置期間	令和　年　　月　　日から　　令和　年　　月　　日まで
設置写真	
添付資料	

（別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。